

平成 18 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会議事録

1. 日時 平成 18 年 11 月 9 日 (木曜日) 午後 7 時 00 分 開会
午後 8 時 52 分 閉会
2. 場所 田無庁舎議会棟 4 階第 3 委員会室
3. 付議事案 別紙のとおり
4. 出席委員 被保険者代表
葛木 秀明 佐々木 茂 平野 裕二
本橋 英次
保険医代表
玉置 肇 知念 俊昭 金城 寛
吉岡 政雄
公益代表
清水 文子 月井 千枝 松川 正秀
神山 久男 栗林 晴彦
被用者保険等保険者代表
竹田 和行 関野 元男
5. 欠席委員 安達 伸一 吉岡 重保
6. 事務局 市民生活部長 神作
国保給付係長 藤沢
国保給付係主査 石橋
国保加入第 1 係長 小柳
7. 会議録署名委員 佐々木 茂 平野 裕二
8. 配付資料 資料 1 国民健康保険料の改定と運営協議会の審議の経過について
資料 2 国保被保険者の年齢構成年度比較
資料 3 市民税方式との比較
資料 4 応能・応益負担割合一覧表
資料 5 所得割・均等割・応益割合バランスイメージ
別添 西東京市総合計画(実施計画) 平成 18~20 年度
別添 西東京市市税白書 平成 17 年度版
別添 西東京市財政白書(平成 17 年度決算)

平成 18 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会

午後 7 時 00 分 開会

1 開会

清水会長

ただいまから、平成 18 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は、定足数に達しておりますので会議は成立しております。

安達委員、吉岡重保委員については事前に御欠席の御連絡をちょうだいしております。

2 会議録署名委員の指名

清水会長

会議録署名委員の御指名をさせていただこうと思います。本日は佐々木委員と平野委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

傍聴者確認

清水会長

本日は、傍聴者の方はいらっしゃいますか。

事務局

現在までいらっしゃいません。

3 議題

(1) 諮問事項 国民健康保険料(医療給付分)の見直しについて

清水会長

それでは、議題に入らせていただこうと思います。

本日の議題は、国民健康保険料(医療給付分)の見直しについてということで、前回に続きまして第 2 回目の審議に入るわけでございます。きょうもまた、たくさん資料が

ありますので、その辺の御説明を事務局からいただいて協議をしていこうと思います。
それではよろしく願いいたします。

事務局

資料について説明をさせていただきます。まず、資料がそろっているかどうかの確認をしたいと思います。

資料 1 として「国民健康保険料の改定と運営協議会の審議の経過について」というものでございます。

資料 2 として「国保被保険者の年齢構成年度比較」。

資料 3 として「市民税方式との比較」。

資料 4 として「応能・応益負担割合一覧表」。

資料 5 として「所得割・均等割・応益割合バランスイメージ」。

別添として、「西東京市総合計画（実施計画）平成 18～20 年度」、「西東京市市税白書 平成 17 年度版」、「西東京市財政白書（平成 17 年度決算）」ということでございます。

清水会長

資料は皆さんおそろいでしょうか。前回の会議の中で、なるべくそろえていただきたいという御希望があったように記憶しております。それを事務局でそろえていただきました。

これから質疑に入るのですが、いつものように取りあえずは 9 時を目安にしておりますので、その辺どうぞよろしく願いいたします。

それでは説明をお願いいたします。

事務局

それでは資料 1 について説明させていただきます。資料 1 については「国民健康保険料の改定と運営協議会の審議の経過について」でございます。

まず、国民健康保険料の改定ということで表になっているものがあると思います。そのこの 15 年度について見ていただきますと、その年度については限度額 47 万円から 50 万円に、3 万円ほど上げております。

審議の経過としては、中間所得層の負担の軽減を図る観点から賦課限度額の改定を行ったということでございます。

続きまして、また表をごらんいただきたいと思います。16年度については、資産割20%から15%に、均等割1万5,000円から1万7,900円に、2,900円アップ。平等割8,400円から9,300円ということで900円上がっております。

審議経過については、保険料賦課方式、保険料率等、賦課限度額について、総合的に審議を重ねた結果、賦課方式については現行の4方式とするということでございます。

ただし、不況の影響によって、加入者の所得の落ち込み等がございますので、従来のように応能割に依存し切れないう状況になってきています。この状況を踏まえ、応能・応益の負担割合の見直しを図ったところです。

あわせて資産割のあり方について協議し、資産保有者の多くが年金受給者等であり、収益を得るものではございませんので、資産割については将来的な廃止を見据え、縮小を図ったものでございます。

また、賦課限度額については、平成15年度に引き上げを行った関係で、被保険者の一部に負担を課した経緯がありますので、平成16年度は被保険者全体での負担を基本とした結果、据え置きといたしました。しかし、厳しい財政状況を踏まえ、次年度以降に検討を加えるものといたしました。

あと、16年度のときに付帯意見としまして、1として、保険料の賦課方式については、現行の4方式を中長期的に2方式に向けて見直しを図る必要がある。

2として、国保財政の健全化と負担の公平の観点から徴収率の向上を図る。

3として、被保険者の負担軽減と一般会計の負担縮減を図るため国・都へ補助金の増額を要望すべきである。

4として、被保険者の健康増進に向けて関係課との連携を図るといった付帯意見が付けられております。

続きまして、1ページに戻っていただきますと、また平成18年度の表を見ていただきたいのですが、このときに所得割を5%から5.2%、0.2%アップいたしました。均等割についても1万7,900円から2万円、2,100円のアップ。また限度額についても、50万円から53万円と、3万円アップとしたところでございます。

審議経過につきましては、所得割率、均等割額、賦課限度額の見直しを図ったところです。医療制度改革の動向が現時点ではつかみがないので資産割の引き下げは次年度以降の検討課題といたしました。応益割合については、東京都23区の応益割合が40%で

あるために、当面は 40% を目標とするものとし、16 年度の見直しの論議を受け、近づける努力を図ったものでございます。

付帯意見については、16 年度に付帯意見として述べたものと同じものが付帯意見として出されてございます。

続いて、資料 2 の説明をさせていただきます。資料 2 については、「国保被保険者の年齢構成年度比較」というものでございます。まず一番左側の表を見ますと、被保険者数の 15 年から 17 年、3 年間の伸びを示したものです。また年齢階層別ということで 5 歳刻みに被保険者の加入者数を入れたものでございます。続いて真ん中の構成比については、それぞれ被保険者数に対して 5 歳刻みの年齢の方がどのぐらいの構成比になっているかといったものを示した図でございます。一番右の加入率ですが、西東京市の人口に対して加入している、それぞれ 5 歳ごとの比率をあらわしたものでございます。

続いて資料 3 に進めさせていただきます。資料 3 については「市民税方式との比較」ということでつくらせていただきました。まずパターンとしましては、3 人世帯で 300 万円の給与収入、65 歳以上の年金収入、65 歳未満の年金収入の方ということでつくったものと、あと 2 人世帯にして 200 万円のパターン、これも同じく給与収入、65 歳以上の年金の方、65 歳以下の年金収入の方ということでつくらせていただきました。

まずこちらの比較表を見ていただきたいのですけれども、1 枚目が 3 人世帯、2 枚目が 2 人世帯となっております。それぞれ 300 万円と 200 万円でございます。

これをつくるに当たりまして、他市 - 武蔵野市と調布市を例につくらせていただいたのですけれども、その 2 市については 18 年度の税率額で作成いたしました。西東京市についても、控除の額、今 65 歳以上の方は激変緩和の 2 年目ということで控除額が少し減るということがありますので、西東京市の場合は 18 年度と同じ率、額と、あとその控除が 19 年度を考慮してつくらせていただいたものでございます。

まず、給与収入が 300 万円の場合について説明させていただきます。3 人世帯ですので、御主人が 1 人 300 万円の収入がありました。奥さんと子供は収入がなしといったパターンでございます。

市民税方式の算出の仕方ですが、総所得を出す場合は計算式がありまして、そこから出しますと、所得額という数字がまず出てくるんですね。その所得に対して、まず配偶者控除、扶養控除、基礎控除というものが 99 万円ありますので、192 万円から 99 万円

を引いた、税率、本年度は3%なのですけれども、その3%を掛けますと2万7,900円という数字になります。2万7,900円が今回調布、武蔵野が基本とする数字になりますので、これは基礎課税所得割額というもので、それに調布市の場合については230%を掛けます。そうしますと6万4,170円という数字が出ます。

あと均等割なんですけれども、調布市の場合は1人3万円です。3人ですので9万円。トータルすると15万4,170円という数字になります。これはこの比較表を見ていただきますと、調布市の欄を見ていただきたいのですけれども、調布市は2方式を採用しておりまして、所得割が230%、均等割額が3万円、限度額が53万円。それで先ほど私が申し上げた数字で保険料として15万4,100円となります。

続いて下の武蔵野市も同じ考えであります、ただ所得割額が195%ということで、調布市に比べて下回っております。また均等割額についても、調布市が3万円のところが2万5,800円という金額になっておりますので、調布市に比べますと、こちらの表を見ていただければ一目瞭然なのですけれども、2万3,000円ほどお安くなっているという形になっております。

私ども西東京市で算式している旧ただし書き方式について説明をさせていただきますと、先ほど申しましたように、所得まで出すところまでは同じなんですけれども、西東京市の場合はその192万円から基礎控除額33万円を単純に引きました159万円に対して所得割額の5.2%を掛けてございます。掛けた結果が8万2,680円という数字になります。均等割については、西東京市の場合は2万円ですので、3人ですと6万円。平等割というのは世帯ごとにかかるものなのですけれども、9,300円、合わせると15万1,900円という数字になります。

これを見ていただきますと、それほど開きがないと言えないのですけれども、今回私どもの方では資産割を採用しているわけですが、資産割がないものとして計算してありますので、当然資産割を持っている方については15万1,900円より資産割の部分が上乗せになることとなります。

あと調布市とか武蔵野市の場合なのですけれども、計算するに当たっては、配偶者・扶養・基礎の99万円の控除しか見ていないのですけれども、その中にまた社会保険料を納めていれば、その分も当然引かれるわけですので、保険料的にはもう少し差があるのではないかというふうに思われます。

300 万円の給与収入については説明を終わらせていただきまして、続いて 65 歳以上の年金収入の方について同じ条件で説明させていただきます。65 歳以上の年金の方については、総所得の金額が 180 万円になります。この 180 万円から配偶者・扶養・基礎の、それぞれ 33 万円を合わせた 99 万円を引いたものに税率の 3% を掛けていただきますと、基礎課税所得割額というものが 2 万 4,300 円になります。これを基礎にしまして、調布市あるいは武蔵野市の率を掛けた数字ということになります。ちなみに調布市の場合は 2 万 4,300 円に 230% を掛けますと所得割は 5 万 5,890 円になります。また均等割については 1 人 3 万円ですので 3 人で 9 万円。合わせた金額が 14 万 5,800 円ということになります。武蔵野市においても同じような考えで、2 万 4,300 円で所得割に 195% を掛けますと 4 万 7,385 円という数字になりまして、武蔵野市の場合は均等割が 2 万 5,800 円ですので、それが 3 人ですと 7 万 7,400 円、トータルした金額が 12 万 4,700 円ということになります。

次に西東京市のお話をさせていただきますと、西東京市の場合は年金収入から所得 120 万円を引くのですが、19 年度については激変緩和の 2 年目ということで 7 万円となります。そのために、ベースになるのが、総所得が 173 万円となりますので、その 173 万円から基礎控除額の 33 万円を引くと 140 万円になります。140 万円に所得割率の 5.2% を掛けますと 7 万 2,800 円。均等割については西東京市の場合は 2 万円ですので、3 人で 6 万円。平等割が 9,300 円ということで、合わせますと 14 万 2,100 円という数字になってきます。

続いて、年金収入が同じ 300 万円なんですけれども、65 歳未満の方について説明させていただきます。

まずこちらも総所得を出すわけなんですけれども、調布市、武蔵野市については、総所得金額はこの場合は 187 万 5,000 円ということになります。この所得の中から配偶者扶養基礎ですか、合わせた 99 万円を引いて税率を 3% 掛けましたものが 2 万 6,550 円となります。この 2 万 6,550 円が基礎課税所得割額になりますので、調布市の場合はこの金額に 230% を掛けますと 6 万 1,065 円。均等割については 1 人当たり 3 万円ですので、3 人で 9 万円、合わせますと 15 万 1,065 円という金額になります。武蔵野市についても基礎課税所得割額が同じ 2 万 6,550 円ですので、武蔵野市の場合は所得割率が 195% ですので、それを掛けますと 5 万 1,772 円。均等割額が 1 人について 2 万 5,800 円ですの

で、3人ですと7万7,400円。合計12万9,100円となります。

西東京市の場合は、先ほど出ております総所得金額187万5,000円から基礎控除の33万円を引いた154万5,000円が基礎になります。その154万5,000円に所得割の率5.2%を掛けますと8万340円。均等割が2万円で、3人分ですので6万円。平等割は9,300円。合わせますとトータルで14万9,600円という金額になります。

300万円の3人世帯ということで計算したものが、今申し上げたとおりの保険料となります。

もう一方の200万円の方を見ていただきますと、ここでは説明は申し上げませんが、保険料的にはそれぞれ給与収入が200万円の方で、お二人ということなので、御主人さんの収入が200万円で、奥様がいらっしゃるという条件で作りまして、保険料は西東京市の場合は9万5,500円、調布市は9万8,600円、武蔵野市が8万4,300円。年金収入200万円で65歳以上の方については、西東京市は7万100円、調布市が6万9,600円、武蔵野市が5万9,700円。年金収入200万円で65歳未満の方については、西東京市が9万600円、調布市が9万2,000円、武蔵野市が7万8,800円といった保険料になっております。

引き続きまして、資料4の「応能・応益負担割合一覧表」について御説明させていただきます。今回についても2パターンをつくりました。一つ目としては、資産割を現在15%のところを10%、5%、0という形にした場合、その資産割の部分をすべて所得割の方に持っていった場合と、もう一つは、同じく資産割を5%ずつ減らしていったときに均等割へ持っていったものをつくらせていただきました。

もう一度、応能・応益負担割合一覧表の全体を見ますと、まず一番上に出ているのが現在西東京市の所得割、資産割、均等割、平等割、限度額、応能・応益の割合等を示したものでございます。

その下に三つありますものは、資産割をそれぞれ5%ずつ段階的にさげて、それを所得割の方に持っていったものでございます。ちょうど真ん中辺に1行にしてあるものについては、資産割を0にした場合で、それを所得割に持っていきました。また、平等割も9,300円あるところを均等割へ持っていきました。ここについては、中長期的に2方式というお話がありましたので、こちらに2方式のものをつけ加えさせていただいております。

今申しあげました、その下を見ていただきますと、資産割を段階的に 5%ずつ落とし
ていって、それを均等割に持っていったときの均等割額を示した数字でございます。一
番下を見ますと、これも 2 方式ということで資産割を 0 にしたとき、平等割 9,300 円を
均等割に持っていき、2 方式でつくらせていただいております。資産割を所得割に持っ
ていった場合というのは、応能・応益の割合は変わりません。同じ応能の中で動かして
いるだけですので、応能・応益について差異はありません。ただ、資産割を均等割に持
っていった場合については、当然、応益・応能の割合が変わってきます。変わった率等
につきましては右側に記されているとおりでございます。

続きまして、資料 5 の「所得割・均等割・応能割合のバランスイメージ」ということ
で図をつくらせていただきました。見方としては、実線と点線というのがあるのですけ
れども、資産割を 10%にしたところを見ていただきたいのですけれども、所得割を 5.
36 にした場合、均等割を 2 万円にしたものです。要は谷型に見ていただくような形です
かね。所得割を 5.36 にしたときに均等割を 2 万円にしたということで、そこに点が打
つてある。

続きまして、それをずっと右の方に、右下がりになっているのですけれども、それを
見ていただきますと、所得割は今の所得割に変わらないのですけれども、均等割を 2 万
1,300 円にしたものということになります。当然これから、例えば資産割を 10%にした
場合、保険料の改定があったとした場合は、この直線、5.36 から下がります。この線
の中でやりくりをしていくという形になるかと思えます。イメージとしてはそのような
形になるかと思えます。所得割としては 5.36 が最大であると。下がることによって均
等割がそれぞれ 2 万円から少しずつ上がっていくといったイメージでございます。

この図については、資産割を 10%、5%、0 にした場合の三パターンつくっておきま
した。見方としてはそういうふうに見ていただければなと思えます。応益・応能につい
ても同じような見方をしていただければ結構です。

資料の説明につきましては以上とさせていただきます。

清水会長

今いろいろ御説明をいただきましたけれども、御質問を受けたいと思えます。

知念委員

資料 3 ですが、西東京市、調布市、武蔵野市の比較が出ていますが、どうしてこれを

比較しようとしたのですか。西東京市は旧ただし書き方式で、調布市と武蔵野市は市民税方式だけれども、市民税方式をとっているのは武蔵野市、三鷹市、調布市しかないんだけど、ほかの市と比較しないで、どうしてこれと比較しようとしたのですか。

事務局

実は、前回、第2回の運営協議会るとき、他市との方式の違うものについてということがありましたので、今回出させていただきました。

知念委員

方式が同じものの違いという意味ではなくて。

事務局

そうですね。

清水会長

いかがですか。資料1の平成16年度の審議経過というところの、賦課方式については現行の4方式にしたけれども、おいおい2方式の方へ見直しをというようなニュアンスがあって、それをずっとこのところ引きずっているような気がしていたのですが、その辺を踏まえてのこの資料の提出かなと思ったのですけれども、そうでもないんでしょうかしら。

事務局

今、資産割を採用しているところが26市の中で15市ありますが、その中で安定的な収入という部分もあるかもしれないのですが、固定資産税がかかっている方と健康保険の方にもその資産割がかかっていると、二重払いとなりますので、資産割については不公平感がありますので、なくしていく方向にということが考えられていると思われま

す。立川市についても、たしか17年度からだと思うのですが、今まで4方式をとっていたものが2方式に変更になっております。

清水会長

今、情報として出していただきましたけれども、2方式を念頭に置いて考えていく上には市民税方式が必要になってくるということでしょうか。

事務局

市民税方式というのは、それぞれの市のやり方といいますか、方式がありますので、私ども西東京市の場合は旧ただし書き方式の中でやっているわけですから、その方式を

変えるとかいうことはないと思われるのですけれども。

佐々木委員

確認させていただきたいのですが、資料 5 に三通りの図がありますが、これは、このほかに平等割が 9,300 円加わるということですね。

事務局

そうです。ここは取りあえず所得割と均等割だけを見ているということです。

清水会長

関野さん、何かありませんか。口火を切ってください。

関野委員

議長の要請によりまして、資料 1 なんて大変いい資料だと思っています。ただ、確認したいのは、せっかくこう書いてあるのだから、13 年から 18 年まで応益と応能の割合のパーセンテージが右か何かであればいいな、トレンドがわかるんだろうという話の一つあります。ですから、いつかの機会にまた出してもらいたいということが一つ。

それから、15 年、16 年、17 年、18 年と言ったときに、ハッチングがかかっていないのは 17 年ですね。記憶によると、17 年は諮問がないからやっていないはずなんです。そうすると諮問のあるなしの × の表記をしておけば、なぜ 17 年はやらなかったのだろうと。17 年はもつという話だったので、多分変えなかったのだろうと。そういうふうな見方をすると、13 年、14 年は、私はいなかったのでわからないけれども、どうだったのか。諮問があって変えなかった。諮問があると多分変えているはずなんです。13、14 年は諮問がなかった。17 年も諮問がなかった。財政が健全だったからというように何かがあればいいのかなと思います。ですからあとで、13 年から 18 年、応益・応能割合、多分これは予算時の数字で決定するんだろうと思うのですけれども、その数字を皆さんにお示しいただければいいのかなと思っています。

資料 3 ですが、ちょっとわからないのが、勝ち負けで見えています。勝ち負けで見えていますというのは、3 人世帯で給与収入 300 万円の場合、西東京市は調布市に勝って武蔵野市に負けている、こういう見方でいいんですよね。

事務局

そうですね。

関野委員

調布市は西東京市に対して 2,200 円高く、武蔵野市 2 万 100 円安いと、こういう見方だと。下の 300 万円の年金だと、調布市は高い、武蔵野市は安い。年金のところも 65 歳未満も、調布市は高い、武蔵野市は安い、そういうパターン。2 枚目にいくとパターンがずれるんですよ。給与収入は調布市は高いけれども、武蔵野市は安いというパターン、同じなんだけど、65 歳以上の年金収入にいくと、調布市が西東京市より安くなっている。このようなことがあり得るのかな。年金収入 65 歳未満にいくと、また調布市が高く武蔵野市が安いと。この辺のところずっとパターンの的に見たら、6 万 9,600 円というのはちょっと理解がしづらい。よかったら、確認を後でしておいていただければと思っています。

それから、資料 4。先ほどの話はわかったのですが、資産割合を 5%で刻んでいるというのは、たまたま試算するときに非常に楽な話であって、資産割は 1%程度に刻まなければいけないということはないんですよ。

事務局

それはないです。

関野委員

あと、バランスイメージというのは、ブレークイーブンポイントがどの辺かをお示しいただくと大変ありがたい。目で見ろという話はあるんだろうと思いますけれども。

佐々木委員

今の話の中で、資料 1 について応益・応能の割合があればいいなという話ですが、加えて、応益割合というのは算式がちょっとわかりにくいのですよ。それを参考までにつけ加えていただければと思います。応益割合は現在では 36.2%ですね。これはどいう算式で、分子・分母の関係を。

清水会長

文字にしておいていただくとね。前にも聞いた記憶はあるんですけども。

佐々木委員

前にいただいた資料 2 - 1 の現行のもので、お聞きしたい点があったのですが、よろしいでしょうか。

清水会長

応益割のあれは次回でもいいですか。

佐々木委員

次回でも結構です。また示していただけるのでしょうか。

事務局

今の応能・応益の関係をお話ししていいですか。

清水会長

今お答えが出ますか。

事務局

はい。前回、第2回の運営協議会でお配りした資料をごらんいただきたいのですが、資料2-1を見ていただければ結構だと思いますが、まず算出額というのが右の方にあります。応能というのは所得割と資産割を言います。応益というのは均等割と平等割を言います。それを足し込んだものが全体の算出額ということになるんですね。分けるときに、それぞれ応能・応益どちらでもいいのですが、そこから全体を割り返せばそれぞれの率が出てくるわけです。それで応益割合については限度額というものがあまして、全体の数字からその限度額を引くんです。例えばこの例でいきますと、60億8,200万円というものがありますね。そこから限度額が9億3,400万円とあります。それを引いていただくんです。そうしますと、それが応益の割合というものになります。

佐々木委員

限度額の超過部分だけを引けばいいということですか。

事務局

そうなんです。そうしますと、それが応益割合というものになります。

佐々木委員

この数字で割り返すということですね。

事務局

そうです。

清水会長

もう一つ、前の資料のという御質問が.....。

佐々木委員

今それで。

清水会長

それだったんですか。ああ、そうですか。

本橋委員、何かありますか。

本橋委員

今までの話を聞いていると、資料3のところでは収入から基礎控除などを引いて、基礎課税所得割額というのですか、その辺を何%出すかという、今お話を聞いて何となくわかったのですが、できたらそのところの算出の計算式みたいなものを簡単に提示してもらえば、それを見ながら理解した方が理解しやすいかなと思うんです。先ほどの説明を聞きながら自分で書いているよりも、できれば - 今の時期というよりも、例えば2月とか3月の税金の申告のころですと、市民税の計算をしたり所得税の計算をしたり、基礎控除とかいろいろな控除についてのことをやらなければいけない時期なんですけれども、そういう時期が過ぎてしまうと、どうも計算式というのは比較的忘れてしまう時期なので、もしできましたら、先ほどのような計算式の例を書いていただければ大変ありがたいです。

清水会長

書いていただいたものを説明していただく。

事務局

そうですね。資料と一緒に。

清水会長

お願いいたします。

葛木委員

資料を出していただいたのですが、市民税方式との比較がありましたけれども、西東京市の方でこれをとるといようなあれではないと思うのですが、非常に難しいといえますのは、前に出していただいた資料なんですけれども、所得なしの人がとにかく1万2,000人。100万円以下の人が7,700人、200万円以下の人が1万500人と、圧倒的に多いわけですね。この辺のところ、所得の低い人が - 今度は税法がことしから変わって、住民税では高齢者の控除がなくなり、しかも定率減税がなくなり、年金の控除が減りましたね。こういったことで大分、住民税が今までかかっていない方にかかってくるわけですね。そうしますと、調布なり武蔵野の方式でやった場合には、応能の方で相当変動があるんじゃないかと思うのですがね。今までかかってない市民税にし

ても、市民税のない人に随分かかってくるということで、大分市民税の方の変動もあるんじゃないかと思うのですが、そうしますと、その変動が国保にかかってくるのではないかと思うのですが、その辺のところはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局

そうですね。数字的にはちょっとわからないのですが、影響はあります。

葛木委員

応能と応益がこのとおりいくかどうか、私、疑問になっているんですね。

事務局

ただ、今、市民税方式を採用するというようなお話をしているわけではないので。

葛木委員

2方式か、あるいは4方式か、それを大体の雰囲気を出すというようなことになりまして、この資料だけでは難しいかなと思っているものですから、今お聞きしたんです。

佐々木委員

きょう説明の資料については結構ですが、前回の、いわゆる本題に戻っていいんですか。

清水会長

今も本題のつもりでおりますけれども、前回の資料についての質問ですね。

佐々木委員

はい。

清水会長

いいんじゃないでしょうか。皆さんに、きょう持ってきていただくように御連絡してあると思いますので。

佐々木委員

それではお伺いしたいと思いますが、今もちょっとお話が出たのですが、資料2-2を見ますと、所得なし世帯数が1万2,612とあります。その列をずっと右の方に見ていきますと、資産割世帯が3,260ですね。所得なしの世帯が1万2,612ありながら、資産割世帯が3,260ある。被保険者が1万5,991人となっているのですが、1世帯で見ると、資産割の方の1世帯というふうには見れないか。この数字が被保険者の1万5,991と世帯数1万2,612との関係、あるいは資産割の3,260というこの数字をどういうふう

に見ればいいのか、コメントをしてもらえればと思うのですが。

事務局

所得なしの世帯が1万2,612、被保険者数は1万5,991ということは、単身者というのですか、単身世帯が結構多いんですね。世帯があって、その中で1人の方もいるし、2人とか3人という形にいるかと思うんですね。世帯があって、その中に属している人が2人の場合と1人と。ですので、所得のない人たちというのは1人世帯が結構多いのではないかなと。1万2,612という世帯の中で被保険者が1万5,991いますといったときに、当然1人世帯が多いと思われるんですよ。だから、2人いれば当然2万4,000という数字になるのですけれども、世帯がその数字で、被保数が1万5,000ということですから、1人ないし1人プラス2という数字、要は単身者が多いと思われるんですね。

佐々木委員

単身の中に3,260世帯は資産があるということですね。

事務局

持っている。一番下の方を見ていただいても、トータルの世帯数の数字がありますね。4万2,637と。それで被保数の一番下を見ていただくと7万3,309というふうに、2人いないんですね。

佐々木委員

これから高齢化がとんどん進んでいった場合に、所得なし世帯というのはどういうふうに変化するのでしょうか。ふえていくというふうに見込まれるのでしょうか。

事務局

ふえていくと思われま。

佐々木委員

その辺によって、資産割だとか割合の関係が影響してくるのかなという気がしたんですけどね。所得割に転換するのがいいのか、あるいは均等、平等割に転換するのがいいのかですね。

清水会長

この均等割額をなくしてしまうと、収入が減る。収入があるなしにかかわらず、1世帯に仮に3人いれば3人となりますよね。

事務局

安定的な収入が市としては入るという形になりますけどね。

平野委員

資料1を拝見しますと、今年度の見直しの方向性は一応これをベースにいくということ、その辺をまず確認。いろいろ数値はどこをとるかというのはあると思うのですが、その辺のスタンスというのですか、今後のスタンスをこういうふうに、ここに16年度のときの議論の方向性にのっとっていくのであれば、ある程度絞り込まれてくるのかなと思うんです。基本的に2方式を目指すということであれば、資産割なり平等割のウエートを下げていくという方向になりますし、応益の率40%を目指していくということになれば、均等割のウエートを上げていくしかない。その二つの条件の中で具体的にどの辺ならば妥当なのか。その辺を議論すればいいのだと思いますし、そもそもそのこと自体ももう一回やり直すことになる、また話が広がってしまうと思うので、もしそういう方向で行くということで、この場で確認されるのであれば、議論の中身が少しすっきりするのかなと思うんですけどね。要は資産割もこれから大事な財源だから、このままウエートを下げるのはちょっとというような議論が出てくると、また大分話が違ってきます。その辺はどうなんでしょうかね。スタンスは、これまでのスタンスを踏襲していくという前提で議論していくということによろしいのでしょうかね。

佐々木委員

資産割の割合というのは金額的にも少ないんですよ。

清水会長

2方式にするというようなことを決めてかかるのではなくて、皆さんと協議して、現在のままでいいではないかなればそうなるでしょうし、それをここで協議して結論を出す、それが要するにこの協議会の現在の場なのかなと思っているんですけどね。

平野委員

そうすると、この方向性自体も、もう一回ここで是非を議論した上で、それでいいということの確認をする、それもこの場ですということですね。

清水会長

見直しですから、そうだろうと思うんですけども、私はそういうふうに解釈しているんですけども、どうなんでしょうか。

事務局

18年度の保険料の見直しに当たっての私どもの市長からの諮問に対して、当協議会での答申というのが基本的に「中長期的に2方式に向けて引き続き検討する」というのが、当協議会での付帯意見なんですね。ですから、それについては基本的に見直しの方向で私どもの方は御議論をいただきたいというふうに考えています。ただ、それはあくまでも中長期的という展開の中ですから、では19年度はどうするのかという話になると、こここのところでは逆に言うともうちょっと、ほかに見なければならぬ要素が今度出てきます。というのは、これからの医療費の伸びがどうなんだと。今回は、大変申しわけなかったんですが、医療費の動向をお示しするデータがまだ十分にそろっておりませんので、19年度どうするのかというのがまだ見えてこないんですね。その辺の医療費の動向によって保険料を大幅に見直さなければならないのか、あるいは見直さなくてもいいのかという、そういう議論にまずなっていくのだと思うんですね。その辺の全体の影響を見ながら、私どもとしては資産割についてもあわせて検討してみたいと思っているのですけれども。

平野委員

全体の歳入枠をもっと広げなければいけないということになってくると、この間、急遽そういう事態もありましたよね。そうすると、これは今の歳入の大きさはそのままにしての議論ですよ。その辺はふえる可能性が大きいですよ。あと一般会計からの繰り入れも今までみたいに保障されるかどうかという問題もありますね。だから、私も、どこから議論をしていったらいいのか.....。

事務局

2方式になるべく近づきたいというのが今までの議論の底辺にあるわけですから、基本的にそここのところは外れないというふうに思っています。ただ、19年度に即できるかどうかというのは、これからの全体の見直しの中でやらなければいけない。

平野委員

逆行するということは、それは問題だということですよ。

事務局

はい。あわせて、応益割合を40%に近づけるという前回からの方針がございましたので、その辺については堅持していきたいと思っています。

清水会長

中長期的というその表現があれなんですけれども、早急にということではなくて、皆さんの知恵を寄せ集めて、やはり2方式がいいんじゃないかという皆さんの納得がいくまで議論をしていけばいいのかなと思っているのですけれども。

平野委員

もう一つ、出していただいた市税白書の中に、19年度から、三位一体改革の中で市民税の税率が一律6%になるんですか。4ページに記載されていますね。囲みの真ん中から少し下の方です。現在、5%、10%、13%の3段階になっていますが、これが一律10%になると。市町村民税が6%と。ということは今まで5%の人がちょっと上がって、これはそうか都民税も入るから。5%、10%、13%というのは合算か。そうすると、上の方の人がかなり下がってくるということですか。

事務局

そうですね。

平野委員

市民税方式をとっているところはかなり大きく影響を受けますが、当市では、この税率は直接は影響しないですね。そういうことでいいですね。

事務局

市税白書についてはおとといできたばかりなのですね。私も目を通していませんので、けれども、西東京市の税収が過去からどういう経過になってきているのかを参考にお配りさせていただきました。これは字が細かくて大変なんですけど、目を通していただければなと思います。

財政白書につきましては、市の財政の状況がどうなのかという、要するに市の財政の診断書という意味合いでつくったものでございます。国保については繰出金になるわけですが、29ページに「特別会計への繰出金」という項目がございます。この中で国保会計あるいは下水道会計の繰出金の状況が記載されているということで、これについても参考にしていただければと思います。下から三つ目の括りですと、「西東京市における国民健康保険特別会計の被保険者1人当たりの赤字補てん額は2万5,033円で、東京都26市平均2万4,901円とほぼ同水準となっています。西東京市は、26市中11番目に一般会計からの赤字補てんを多く行っています」と。どちらかということと平均的な一般会計からの繰り入れなのかなと思います。

多分、16年度の、資産割を20%から15%に下げたときに、多分いろいろな議論があったんじゃないかなと思うんですね。その辺、もう一回整理させていただきまして、次回にまた報告させていただければと思っております。

清水会長

竹田委員さん、何かありますか。

竹田委員

資料4の見方をちょっと教えていただきたいのですが、一番下の表の均等割にかすみがかかっている部分の現行との差の5,400というのは9,600の誤りではないでしょうか。

事務局

そうですね。9,600です。

竹田委員

応益割合を40%にしたいというお話ということであれば、この表の右側で40に近いところは政策的な目標ではないかなと思うんですけども、資産割を減らして均等割、平等割にのせるとかいろいろなお話があるかと思うのですが、均等割をふやして資産割を減らすということは、持ち家の方々の負担が減って、賃貸借の方々の負担がふえるという、そのようなストレートな考え方でよろしいのですかね。

事務局

実際にそういうことになります。

竹田委員

そうすると、例えば一番下の表を見ますと、持ち家ではなくて単身の方々の負担がふえる中身だと理解してよろしいのでしょうか。

事務局

そうですね。

竹田委員

あとは、市の政策としては、どういう方々に負担を求めるような内容に持っていくかというのが議論になるのでしょうかね。

事務局

はい。

清水会長

なるべく平等にというようなことで、前回もそのような形で答申させていただいたの
ですけれども。

佐々木委員

高齢化が進んでまいりますと、どうしても1人世帯がふえてくると思うんです。その
ときに、平等割と均等割は今ままでいくとすれば、2口納めなければいけないこと
になりますよね。そうすれば、1人の人というのは、2人の人と比べれば負担割合が非常
に重くのしかかる気がするんです。だったら、均等割をなくして、例えば西東京市は今
2万円と9,300円となっていますが、9,300円を0にして、2万円のところを2万5,000
円にすれば、ほぼ同じぐらいの保険料は確保できるんですね。そうすると、1人の方は
2万9,300円の負担ではなくて2万5,000円の負担で済むわけですよ。

清水会長

そうすると2方式がという感じですか。

佐々木委員

そうすると、2方式に近づくような気がする。1人の方が2万9,300円を負担するの
か、2万5,000円だったら4,300円安くなるわけですからね。平等割がなくなりますと
ね。その分、均等割に振り向ければ、所得の低い方あるいは1人の方は非常に負担軽減
になるのではないかなという気がするのですけれども。一方でそういう軽減を図りなが
ら、資産割をなくして所得割の方を若干手直しするとかいうふうにしていけば、収入全
体を確保しながら、そういう構図ができるのかなという気もするんですけれどもね。

関野委員

その場合、今度、65歳以上になると、今のお話ですと、例えば奥さんと御本人がいた
場合に、1世帯という括りで保険料を納めようという話になりますよね。

佐々木委員

均等割は個人にかかわるわけですからね。

関野委員

それはなくなるんですから。

佐々木委員

いやいや、これはなくならないわけです。平等割がなくなるわけです。平等割は世帯
に9,300円ですね。

関野委員

今の御説明の趣旨は、平等割を減らしていこうと。

佐々木委員

そうです。

平野委員

逆に言うと家族の多い世帯は.....。

清水会長

そうなんです。均等割の方を高くしてくると家族の多い人は困る。

佐々木委員

それは確かに言えますね。ただ、ここは応益のところですよ。だから家族が多いということは、それだけ医療にかかる方も多いからやむを得ないのかなと思ったりするんですけれどもね。

平野委員

2方式にいくということは、もうそういう選択肢ですよ。しかも、応益の比率を上げるということは、均等割をともかく相当上げるという将来的な。

佐々木委員

いや、これでいけば.....。

平野委員

いや、応益の率を40を目指すということは、おのずからもう均等割を膨らませていくという方向性しかないんですよ。

佐々木委員

数字の比率をそうすれば、そういうことになりますけれどもね。

平野委員

果たしてそれが、どのぐらいの期間で、どういうペースで持っていくかという議論になるのかなと思うんですけれどもね。

清水会長

薬剤師会の吉岡さん、何かありますか。

吉岡（政）委員

毎回毎回思うんですけれども、複雑で、一番困っていますよね。2方式になれば二つ

で済みますけれども、極論ですけれども、社保などは一本ですよ。所得だけですのでね。だからそういう方式を何とか将来的に、細かくやって、所得割合だけにするとか、いろいろな方式でそれを細かくやって一本でできれば、率をちょっと変えるだけで済むのかなと思っていますので、将来的にどうなるかはまた、ここだけでなくてほかのところでも考えると思いますけれども、そういう方式も頭の中に入れてほしいなと思います。

清水会長

2方式ではなくて1方式。

吉岡（政）委員

楽になるんじゃないかなと思うんですけれどもね。我々もそうですし、理事者側も、その方が一番楽ではないかと思うんです。それができるかどうかですけれどもね。

清水会長

金城さん、何かありますか。

金城委員

以前から、資産はあるのに余り金額が大き過ぎて徴収できないのだという形で言われている状況があって、結局、でも、その分だけ毎年徴収されているんですよ。その辺、すごく不合理な感じを持つんですけれども。資産があるのであれば、別にその人が生存している間はそのまま資産としてとって構わないのですけれども、債権として全部ほかのところに売るなり何なりすれば赤字にならないで済むのではないかと思うのです。そのために、消えている部分はどのくらいあるのかをこの間聞きたかったことなんですけれども。というか、本来的には資産はあるけれども徴収できない分というのがあるとなれば、大体どのくらいあるのだろうかというのを、最後のお願いとして教えてほしいということで、この間お話ししたと思います。これで見ると、所得なしの世帯というのがそれに相当するのかなと思うんですが。

事務局

ただ、そういうものが通常の日常の窓口の中では感触はあるんでしょう。所得がないから払えないんですよという。

金城委員

その方たちは払わなくていいんです。結局、それだけ資産があるわけだから、相続のときか何かにそれが残るわけですよ。そうすると、債権としてそういう形でどこかに

売りなり何なりすれば、赤字にはならず済むのではないかと思うのですけれどもね。市がずっと抱えていることではなくて、そういう専門の会社が何かでやってしまえば、あとはその部分というのは、そこがやってくれるんでしょう。少なくとも0にはならないんじゃないですか。

清水会長

これも期限があるんですよね。

金城委員

市で括られているから期限があるんで、債権としてそれを買ってくれる会社に売ってしまえばいいわけですよ。そうすればその部分は0にはならない。今完全に、徴収できない分だけ0で全部消えていると思うんです、金額自体が。どれだけ消えているかはわからないのですけれどもね。

なくともらえないというのは当然あると思うのですけれども、あってもらえない。それも、多くともらえないという話なんで、いいのかな、そんな余裕があるんですかという感じがするのですけれども。本題からずれるかもしれないのですけれども、その辺すごく違和感を覚えています。

清水会長

私などが言うまでもなく、先生の方がよく御存じだけど、国民健康保険は助け合いの精神が基本のものだから、難しいだろうと思うのですけれどもね。

佐々木委員

資産割世帯の所得なしは3,260世帯ございますが、そういう層の方々の市民税の納入状況などはわかるのですか。

事務局

基本的には固定資産税がかかるわけですから、固定資産税の収納率はかなり高いです。だから多分固定資産税はお支払いになっていると思います。98%ぐらいはいつていると思いますよ。

佐々木委員

国保の保険料が低いということになると、ちょっといかなものかなという気がするのですけどね。

事務局

あえて資産割を減らさなくてもいいじゃないかと。十分な担税力があると。

佐々木委員

資料 2 - 2 の表から見ますと、資産税額を、1 世帯当たり 7 万 2,000 円余の固定資産税を払っていることになっているんですね。それだけ払っているわけです。そうすると、所得なしの世帯では保険料が 2 万 3,495 円となっていますが、この次の 100 万円以下の場合も 4 万 3,652 円の保険料ですけれども、こういう低い層の方の固定資産税が結構高いというふうに言っているのだとすれば、国保の保険料も当然リンクしてもらえてもいいのじゃないかなという気はするんですけれどもね。

清水会長

滞納の人たちの収入、やはり収入の低い方が滞納ですか。資産のある方が滞納しているということではないですよね。

事務局

両方ですね。中には資産があり収入があると言っても支払わない方もいますし、所得がなく本当に困っていて、ここで言っていますように、資産はあるんだけど、実になるものがないから払えないという人もいますし、中身はまちまちですね。

清水会長

故意でという人はいないですか。自分は健康で、医者にかからないから払わないとか。今は学校給食などでもそういうのがいっぱいあるので、その手かななんて思ったりするんです。

事務局

そういう方には、ある程度強硬な手段をとらせていただくしかないと思います。

清水会長

その辺もきっと研究の余地はあるかもしれないですよね。

玉置委員

総論的に考えているのですけれども、20 年度の健診が今度保険者のあれになりますよね。そのときに、ここの財政も随分それによって、今のところはわからないと思うのですけれども、例えば今までの健診に比べて受診者が非常にふえた場合は、かなりの、国保の保険者としての財政が苦しくなるような気がするのですけれども、その辺についての情報、どういう手を打つのか。それが今いろいろ、5%とか 10%動かす以上に大きな

要因になるのではないかという気がしています。

もう一つは、西東京市の医療事情だけ言うと、徳州会病院みたいなものができる、すぐ3,000万とかという数の支出がふえますので、そこら辺も考えておかななくてはいけないので、そういう大きな、マクロの面でのここ数年の動きというのは全然読めないの、それによって、ここで細かくいじるよりも、そういうマクロの面できっちり情報をつかんで、そういうスタンスで考えた方がいいように思うんですよね。例えば資産割にしても、応能割・応益割にしても、40%を動かすのは、どこかで苦しくなる部分があるんですけれども、先ほど来の協議にあったように、資産割は資産割でそれなりの意味があって残っているわけで、何も2方式に無理やりする必要はない。ただ、応益割は40%には近づきたいという大前提があるので、その中で一番大きなポイントは、大きな支出の流れ、これから2~3年後に起こる支出の流れの対応の方が重要のような気がするんですけれども、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

清水会長

その辺の情報がもしわかっていれば。

事務局

まず、20年4月以降の健診業務が国保の保険者に課せられるという状況の中で、受診者がふえることが予想されますけれども、その状況をどういうふうに想定しているかというところにおきましては、現在までのところ、国や都から具体的なところがまだ示されてきていない状況です。各市に聞いてみたのですが、人数の推計方法にはとても苦慮しているということと、特に社会保険の被扶養者のカウントについてはなかなか想定が難しいというふうに聞いております。

17年度の基本健康診査については健康推進課で行っているわけですが、その中で国民健康保険の加入者が約2万人いらっしゃいました。その中で40から74歳までの方がどのくらいいたのかというのは、具体的にはまだそこまでは統計はとっていない状況ではありますけれども、おおむねそのぐらいの数は国保で見えていくのではなからうかということと、あと単価がまだはっきり見えてきていないので、現在では積算ができない状況であるということです。

清水会長

ということのようです。要はふえるということですね。

事務局

受診率をどれぐらいに見るのかという問題もあるんでしょうね。

清水会長

国や都からの具体例がもし示されたら、ぜひ出していただきたい。

佐々木委員

今の関連ですけれども、20年から保険者に義務づけられるんですよ。義務づけられるということになりますと、今までと同じような対応の仕方ではいけないよと。積極的に、無理やり首に綱をかけて集めて、それで健診をやらせる。それでデータをフォローするという事までしなければいけないという義務づけがありますので、その辺でかなりふえるだろうとは思いますがね。

玉置委員

自治体に対するペナルティーみたいなものが出てきますね。

佐々木委員

体制の問題もあると思いますしね、その辺をどういうふうに。

玉置委員

資産割を15から10に減らすか減らさないかという議論よりも、単価の問題とか、いろいろな必要な方向に今のうちに動かないと、いざ始まってから大変なことになったということになるのではないかという気がするんですけどもね。それはある程度、従来の実績の総額というのは本市は出ると思うんですけども、ふえる部分と単価の掛け算の部分が全然わからないわけですよ。だから社保の家族までこちら側で見なければいけないという部分があって、ペナルティーもかかってくると思うので、早急にそちらの対応を急いだ方がいいのかなという気がします。

清水会長

行政サイドでもその辺は考えてはいただけるんですよ。

事務局

その辺はかなり心配しています。どうやって保険者と健康部門と連携をしてやれるのか、調整に入っています。

清水会長

栗林委員さん、何か。

栗林委員

私も玉置委員と同じことを言おうかなという思いでいたのですが、ことしから特に介護保険事業が新たに始まって、その辺の効果がどう出てきているのかとか、玉置委員の言われた、20年度から保険者が行う健診、またそれに基づいた事業の効果がどのくらいあるのか、その効果によって補助金のカットもあるという状況の中で医療費がどう推移していくのか、そういった大きなところのデータとか分析などを踏まえた上で、どういう方式をとったらいいのかというのを、それがまさに中長期的に考えるという、今すぐに慌てない、そういう部分なのかなというふうな感じがしています。

清水会長

ではその辺、先ほども申し上げたように、材料がわかったらぜひお願いいたします。

松川委員さん。

松川委員

大体同じです。

清水会長

月井委員さん。

月井委員

特にありません。

清水会長

取りあえず、資料に関してと、あと皆さんの御意見をちょうだいしましたけれども、中長期的という意味が、今、玉置委員以下、位置づけてくださったような気がいたしますので、その辺の材料も見ながら考えていった方がいいのかなと思います。

あと、何かありますか。

葛木委員

国保料の見直しでは、2方式、4方式もあるのでしょうか、検討したいと思うのは、来年度の医療費の伸びと、ことし市長さんの決裁で2万円に減らしましたよね。どのぐらいの調定が見込めたのか、その数字を知らせていただきたいのです。そうしますと、足らない分は来年度、いずれにしても保険料で取らなければなりませんので、その辺のところはわからないと、この数字で上げる、ことしの賦課の数字でいいのかどうか。来年はどのぐらい必要なのかを知りたいなと思うのですが、資料をお願いしたい。

清水会長

ということです。取りあえずは予算は変えませんでしたよね。2万2,000円で計算したのは、そのまま2万円に下げちゃったんですよね。

事務局

経過をお話ししますと、2万2,000円の均等割を2万円に下げて2,000円減額いたしました。その影響額が、調定額が8,000万円出たんですね。その8,000万円については一般会計からの繰り入れの増という形で9月に補正をさせていただきました。今まで繰入金額が17億8,500万円だったのを18億6,500万円、これが現在の基準外の繰出金という形になっております。ですから、これは基本的に議会で全会一致で承認された事項ということで、私どもはこの18億6,500万円からのベースでというふうに考えています。ですから、どのくらい上げるかどうかというのは今後の医療費の伸びと老健への拠出金というところを見ないと、なかなか判断がつかないというふうに思います。それは多分、来年1月にならないと数字が出てこないのかなという気がします。

清水会長

8,000万円、一般会計から繰り入れたそうでございます。それはもう満場一致だったろうと思いますけれどもね。

大体皆さんに一通り御質問をいただきましたけれども、もうちょっと言いたいという御意見がありましたらどうぞ。もしないようでしたら、今部長がおっしゃったように、1月でないとはっきりした数字がわからないということなので、この辺でいいですか。

関野委員

そうすると、次の第4回というのはいつごろをめどなんですか。ただ、今の部長のお話で、いわゆる具体的、基礎的な数字をもとに見て1月で云々というふうなことですると、各委員から出された部分を話しますと、とてもじゃないけど、連日徹夜でやらないと間に合わない話になってしまうので、その辺の話はもうちょっと早目のタイミングでやっていただかないとちょっと難しいのかな。

あともう一つ、半期は終わっていますよね。半期の実績を2倍にすれば1年でしょう。そこで出していないと、多分皆さんの話がついていかないというのかな、煮詰まらなくなっちゃうんじゃないかな。ただ、一つ問題は、半期の結果で、今の繰り出し云々だとかというような話、それから私どもの方の疾病の雰囲気から見ていると、そんなに今期、

大きな赤字でもないし、来期も収入がふえそうですね。そうすると、料率変更しなくても収まっちゃうと。老健拠出金のところについても一番ボトムになるはずですね。その辺を見て話をしないと、日程のところもちょっと難しいのかなと。ただ、皆さん真剣に論議していただいているのだとするのだったら、日程はお話があるのかもしれませんが、早目に、間を置かずに御論議いただいた方がよろしいのかなと、そんな感じがしています。

清水会長

では取りあえず、御意見、御質問は切ってよろしいですか。

関野委員

はい、結構です。

(2) その他

清水会長

では、次回について事務局で御説明をお願いいたします。

事務局

最初に日程の話なんですけれども、どの辺で、資料が一定程度、見込みの数字が出せるのかというのは調整してみないとわからないのですが、今のところ、私どもの方は、昨年の経過も踏まえまして、1月ぐらいが本当はよろしいのかなというふうに考えていたんです。昨年は年が明けて、一気に老健の関係で数字が狂ってきたという経過がありましたのでね。その辺を踏まえると、1月でよろしいのかなというふうには思っていたのですが、どうなんでしょうね。

関野委員

老健は何で狂っちゃったのですか。

事務局

老健の拠出金が大幅に大きかったんですよ。

関野委員

それは調整の見方が悪かったから - 悪かったからというか(笑)

事務局

それは私は何とも言えませんけれども、見込み違いがあったのかなと。

事務局

前々年度の部分が多かったので。

関野委員

前々年度の実績が多かったのではというのは、2年後でわかるなんていうのはおかしいと思うよ。前々年度、ことしから言うと16年度の老健、いわゆる医療費の実績がどうだったかなんていうのは、2年前の集計結果が違っているなんて、それこそおかしいと思うから、そういうことは次は起きないと思うから、ことしは。だから17年度の実績から19年度の実績を見る。そのときに制度変更はそんなにはないはずでしょうから、見極めはつくと思うけどな。

参考に、私どもの健保では、もう中間決算というものをわざと出して、みんなに知らしめるんだけど、ここのメンバーにも知らしめなければみんな心配する。で、さっきの心配というのは、どうしたんですかと言ったら、勝手にいつの間にか、8,000万円補正予算を組んだと。そんな……。

事務局

そういう意味では、できれば1月の早いうちに。

関野委員

真剣に論議してもらったのなら、1月は遅過ぎる。事務局は無責任。

事務局

その辺、もう一回調整させてください。

関野委員

早目にした方がいいと思いますよ。

清水会長

皆さんの今の雰囲気だと二つに分かれているかなと。資産割をなくしてもいいかなという御意見もあったような気がしますし、あるいはこのままの方がいいんじゃないのという見方もあったし、中長期的という意味で20年度に向けての健診についても頭に入れてやるべきだという意見もありましたし、一般会計から8,000万円補正されたというところを見ますと、現行のままでいいのかなという思いもありますし、とにかく1月にということで大丈夫でしょうか。関野委員がおっしゃるのには、半期分が出ているからその倍をすればいいんじゃないかとかという話もあるけど、夏とまた冬は疾病率も違

う。

関野委員

先ほど言われているように、今会長が言ったように相反している意見が出ているという話になったり、もっと高度な話というか、前よりいろいろなものが余分に出てきますから、余分と言ってはおかしいんですけども、皆さんがそういうふうなところの視点が出ている中での論議だとすると、通常の日程よりも1回か2回ふやさないと、皆さんが納得した上で印鑑を押さないと、何のために皆さんに出ていただけているのかなという、そこがちょっと気になっちゃうんですね。

そうしたときに、もう一方で、数字の正確性というものが67点何%になっていけば、あと、検討の途中で、実は老健で違いましたという話で、そうしたときに微調整だとかというような余地をやっておいた方が、それである分で押さえて、玉置委員などがおっしゃるところの論議までしておけば、そういうものを長期的な展望を見据えた上で最終のまとまったものが、大きな俯瞰して見たときにいいのかという検証みたいなもの。当面は当座の間に合わせをしなければいけない。それが長期的な、20年度だとか、さらに25年度だとかいうところのギブンというか、与件、条件に対して方向性が間違っていないかという検証をするようなことのステップが私はいいいんだろうと。そもそも20年度の健診はどうするかというところは難しいと思いますので、19年度の方角性を出した、そのところが20年度、それから25年度のところでの課題としたときに方向性が間違っていないかという検証の時間だけ一回入れないと、多分玉置委員などのお話のところでは消化不良を起こしちゃうのではないかな。それから次につながらない論議になってしまう、そんなふうに思うんですけどね。

清水会長

いろいろな視点でここで協議をして、皆さんが納得したものを答申として出すのが協議会かなと思っていますので。

関野委員

数値に部長はこだわりますけれども、答申が狂っているんだから、答申がごろっと変わるような状況なんだから、数字ぐらいは変わっても委員の皆さんは怒らないですよ。それよりも、最初に出してあげていろいろな論議ができた方が私はいいいと思います。こだわるのはわかりますよ。正確な数字を出して、後で何とかということにならないよう

に真剣な数字というのはわかりますけれども、論議のスピードから見たら、67%、7割程度の、程度って、わざとそういうものをつくるわけではないでしょう。それでも皆さんは、そういうものだと、真剣にやってくれて7割の確度だというふうに御理解いただけるのではないかと思いますけどね。

清水会長

ということで、資料をある程度頑張らせていただいて、1月の早い時期に。

事務局

1月の早い時期か12月中か、その辺もう一回調整させていただきます。

もう一点、これは御報告なんですが、今、うちの方、保険証がまだ世帯ごとの保険証になっています。来年の10月がその切り替えの時期なので、切り替えの時期に合わせて保険証のカード化、個人カード化を今準備をしておりますので、情報として今回御報告させていただきます。

関野委員

カードはどんなタイプのカードですか。

事務局

紙にコーティングしてあるようなものです。

関野委員

プラスチックではない。

事務局

プラスチックだと外部に出さなければならないみたいなんですネ。

関野委員

こちらの内部でローパフォーマンスでやろうと、ローコストでやろうということですか。

事務局

はい。

関野委員

そうすると、QRコード。

事務局

今回はやらないと。

関野委員

間に合わないでしょう。

吉岡（政）委員

お願いですが、これは多分、先生方もそうなんですけれども、カードはいいんですけども、記号番号は小さくて、なかなかわからないんですよ。各市ごとで全部違いますので、あれを統一してほしいなと思っているんですけども、これはここでの話ではないですけどね。記号番号が上に行ったり下に行ったり、いろいろなところで各市で違うんです。あれもなるべくなら統一してほしいなと。これは我々の意見ですけどもね。あとは、何しろ数字が小さいんですよ。記号番号をもう少し大き目の数字で書いていただければありがたいなと、これは希望ですのでよろしくお願いします。

金城委員

住所とか何とかは大きくなっていいんだけど、記号番号は大きくないと見づらい状況はありますよね。だから間違いのもとなんで。

4 閉会

清水会長

それでは、長時間いろいろと御意見ありがとうございました。また日程調整がありまして御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいいたします。

閉会いたします。

午後 8 時 57 分 閉会